

井原市景観保全作業機械貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の河川等公共的な土地の景観を保全しようとする団体に対し、市が保有する景観保全作業機械（以下「作業機械」という。）の貸出しを行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(作業機械の種類及び保管場所)

第2条 この要領により貸出しを行う作業機械の種類、数量、名称及び保管場所は、次のとおりとする。

(1)	作業機械の種類	自走式草刈機			
	数	量	2台		
	名	称	ブルモアー		
	保	管	場	所	井原市役所 南第二駐車場

(2)	作業機械の種類	自走式傾斜地草刈機			
	数	量	1台		
	名	称	スパイダーモアー		
	保	管	場	所	井原市役所 南第二駐車場

(貸出対象団体)

第3条 貸出しを受けることができるものは、次の各号に掲げる団体であって、本市の区域において活動するものとする。

(1) 自治組織（自治会、町内会等）

(2) 地域の環境美化活動を目的として構成される団体又はグループ

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、5日間を限度とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、必要と認められる限度において延長することができる。

(貸出許可申請)

第5条 貸出しを受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、井原市作業機械貸出許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、貸出しを受けようとする日の2か月前から10日前までの期間に行わなければならない。

(貸出の決定)

第6条 市長は前条の申請があったときは、速やかに貸出しの適否について決定し、井原市作業機械貸出決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の貸出決定通知を受けた申請者（以下「借受人」という。）は、所定の保管場所において作業機械を受け取らなければならない。

3 市長は当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、申請を却下するものとする。

(1) 作業機械を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とした作業であるとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(目的外使用の禁止)

第7条 借受人は、作業機械を貸出決定を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸出決定の取消)

第8条 市長は借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出決定を取り消すことができる。

(1) 借受人がこの要領の規定に違反したとき。

(2) 作業機械の管理上支障があるとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市は、前項の貸出決定の取り消しによって借受人に損害が生じても、その責めを負わない。

(利用料)

第9条 作業機械の利用料は、無料とする。ただし、作業機械の燃料及び作業機械の運搬その他作業機械の利用に係る費用は、借受人の負担とする。

(借受人の責務)

第10条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 作業機械を利用する前に機械の取扱説明書を熟読し、取扱い方法や安全のポイントを十分理解すること。

(2) 作業機械を利用するにあたっては、善良な管理者の注意をもって事故等が起きないようにこれを行わなければならない。

(3) 作業機械の利用するにあたっては、作業機械に備え付けの井原市作業機械利用日誌(様式第3号)に、利用日時、利用時間等を記入すること。

(4) 作業機械の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により貸出決定を取り消されたときは、作業機械を十分に清掃し、手入れ、点検を行った後、速やかに返還すること。

(5) 作業機械の利用により消費した分の燃料を補充した後に返還すること。

(6) 作業機械の利用により事故が生じたときは、直ちに井原市作業機械事故報告書(様式第4号)により、その事故及び対処の内容を市長に報告すること。

(損害賠償)

第11条 借受人は、不適切な使用又は故意により作業機械を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 市は、作業機械の利用により生じた損害について、その責めを負わない。

(貸出台帳)

第12条 市長は、貸出し状況等を明確にするため、井原市作業機械貸出台帳(様式5号)を整備するものとする。

(庶務)

第 13 条 作業機械の貸出しに関する庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。